皇室事項

信任状捧呈式

七月十一日午後三時、宮中において、新任本邦駐在キリバス国特命全権大使テーコア・イウタの信任状捧呈式を行われた。

七月十一日午後三時三十分、宮中において、初代本邦駐在コモロ国特命全権大使マハムード・モハメド・アブドの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、七月十三日モンテネグロ国の国祭日につき、同月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、七月十四日フランス国の国祭日につき、同月十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

九州地方交通審議会は、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　九州運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成26年７月15日

九州地方交通審議会会長　大野　芳雄

国　家　試　験

平成26年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成26年７月15日　人事院事務総長　永長　正士

１　試験の名称　平成26年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）

２　試験の区分　法務

３　対象官職　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職その他これらに類する官職のうち、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

４　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として下記の俸給月額を支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
行政職俸給表㈠　２級11号俸	203,600円
専門行政職俸給表　１級27号俸	204,700円
税務職俸給表　２級11号俸	232,200円
公安職俸給表㈠　３級15号俸	227,400円
公安職俸給表㈡　２級11号俸	232,200円
研究職俸給表　２級15号俸	217,700円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

特定独立行政法人の職員となる場合には、それぞれの特定独立行政法人において定められた給与が支給される。

５　受験資格　昭和59年４月２日以降生まれの者で次に掲げるもの

⑴　法科大学院（学校教育法第99条第２項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者であって司法試験に合格したもの

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

６　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験

⑵　試験の実施日　平成26年９月28日（日）

⑶　試験地　東京都

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成26年10月７日（火）に、受験番号を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１―２―３）における掲示又は人事院事務総局に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

７　第２次試験

⑴　試験種目　政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成26年10月９日（木）又は10月10日（金）のうち、第１次試験の合格通知の際に指定する日

⑶　試験地　東京都

８　最終合格者発表　平成26年10月17日（金）に、受験番号を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。なお、合格者には書面で通知する。

９　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。